

**広告募集案内【定価制】  
(施設広告掲出仕様書)**

戸塚消防署ほか 13 か所の消防署・消防出張所に屋外広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

**■対象施設**

名 称	戸塚消防署ほか 13 か所の消防署・消防出張所における屋外広告設置
施設概要	消防署、出張所 ----- 屋外広告物に該当します。
所在地 (場所)	戸塚消防署 (戸塚区戸塚町 4144) 緑消防署 (緑区中山4-36-19) 片倉消防出張所 (神奈川区片倉 1-3-1) 浅間町消防出張所 (西区浅間町4-339-13) 境之谷消防出張所 (西区境之谷66) 本牧和田消防出張所 (中区本牧和田34-12) 六ツ川消防出張所 (南区六ツ川1-693-1) 西谷消防出張所 (保土ヶ谷区西谷町742) 都岡消防出張所 (旭区川井宿町 4-1) 杉田消防出張所 (磯子区中原 1-1-9) 綱島消防出張所 (港北区綱島西 3-3-9) ※街づくり協議地区 高田消防出張所 (港北区高田西 2-21-1) 仲町台消防出張所 (都筑区仲町台 5-1-46) ※街づくり協議地区 東戸塚消防出張所 (戸塚区川上町 87-1) ※横浜市地区計画区域内)
利用者数・利用者層	消防署所利用客 (防火・防災に関する相談を行う市民及び事業者、保育園・小中学校生徒の見学)、その他
広告設置場所	指定したフェンス又は敷地内 (詳細別紙のとおり)
広告掲出期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 31 日の間 1 枠につき、1 年 (12 か月) 以上のお申込をお願いします。 ※屋外広告に関する事前協議の状況により、掲出開始期間が遅れる場合があります。

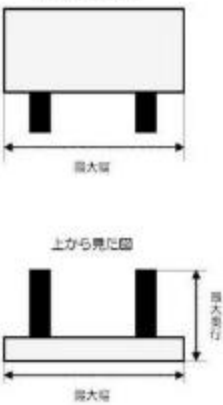
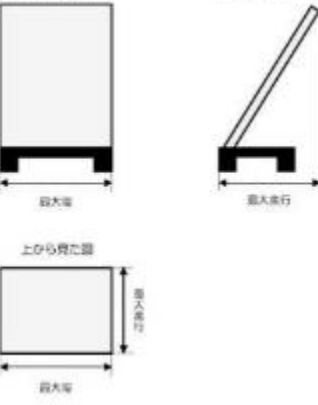
**■広告料**

掲出場所	スペース (縦×横) ※	枠数	広告料単価 (1 枠、月額、税込)	年間広告料 (1 枠、税込)
戸塚消防署	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
緑消防署	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
浅間町消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
境之谷消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
本牧和田消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
六ツ川消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
西谷消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
片倉消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
都岡消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
杉田消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
綱島消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
高田消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
仲町台消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円
東戸塚消防出張所	1000mm×2000mm 以下	1 枠	9,500 円	114,000 円

※広告料には、広告代理店手数料を含みます。

※広告掲出にあたっては、お示したスペースの範囲内で自由に大きさを設定することが可能ですが、大きさにかわらず広告料は定額となります。

■ 広告掲出にあたっての留意点

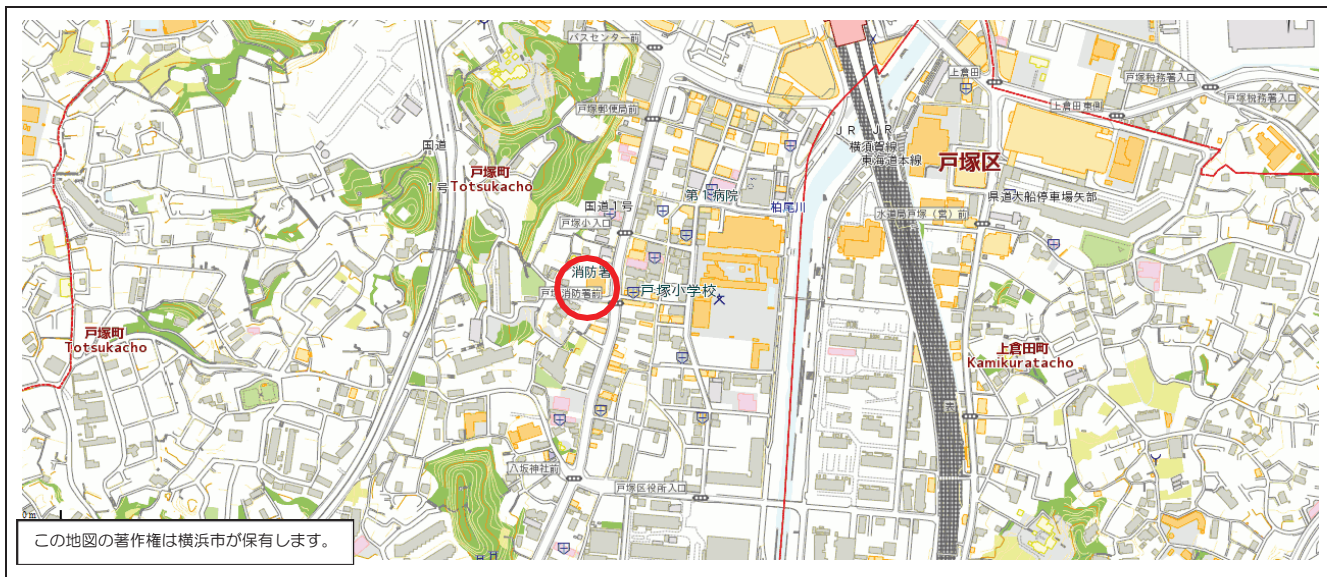
<p>広告の条件</p>	<p>○ 広告内に「広告」である旨を明記してください。</p> <p>○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○ <b>綱島、仲町台消防出張所</b>は「街づくり協議地区」に指定されているため、広告内容について、あらかじめ都市整備局と協議を実施してください。</p> <p>○ <b>東戸塚消防出張所</b>は「横浜市地区計画」の区域内であるため、都市整備局に、広告の設置について届出を提出してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○ 掲出予定時期の2か月前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>※ 審査により広告内容等に修正が必要になった場合など、掲出予定時期に掲出できない場合があります。あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○ 広告を掲出するための <u>支柱、看板等の設備はありません</u>。広告掲出事業者の費用負担により設置、撤去を行ってください。</p> <p>○ 広告の制作、設置、保守、撤去等については、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>○ 広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p> <p>&lt;使用料（月額）算定式例&gt;</p> <p>使用料 = 広告表示面積（1,000 円/㎡） + 広告物投影面積（※1、2）</p> <p>※1： 広告物投影面積は、投影図を基に、最大幅×最大奥行を乗じて得た面積を使用面積とします。（下記参照）</p> <p>※2： ㎡単価は掲出場所により変動します。</p> <p>【参考】平成 25 年度実績 314～802 円/㎡</p> <p>例1</p>  <p>例2</p> 
<p>その他</p>	<p>○ 広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。</p> <p>○ 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○ 広告掲出終了後は原状復帰をしていただきます。</p> <p>○ 広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。</p> <p>○ 広告物の厚さは5cmを限度とします。設置するための支柱と併せても、10cm程度としていただきます。</p>

■申込み

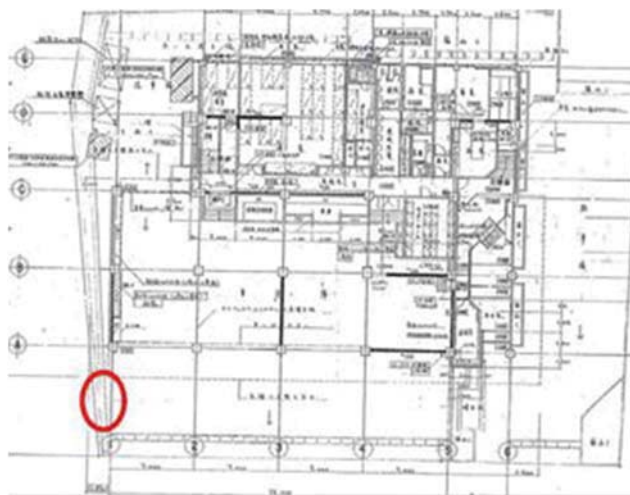
申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。
申 込 方 法	<p>申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。</p> <p>※複数枠の申込みも可能です。申込書は1施設ごとにご記入ください。</p> <p>※1枠につき、1年（12か月）以上のお申込をお願いします。</p> <p>※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p> <p>※掲出希望時期の前々月末日までに申込をしてください。</p>
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込みがあった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）</p> <p>※同日に受けたお申し込みの中では、長期間お申込みの事業者を優先的に決定します。なお、お申込み期間が同期間の場合は、抽選とします。</p>
募集開始日	令和4年4月8日（金）
申 込 期 間	令和4年4月8日（金）～令和5年3月31日（金）
申 込 先	<p>（担当課名）横浜市消防局施設課</p> <p>（所在地）〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-334-6575/FAX 045-334-6510</p> <p>（Eメール）sy-shisetsu@city.yokohama.jp</p>

<戸塚消防署>

■地図

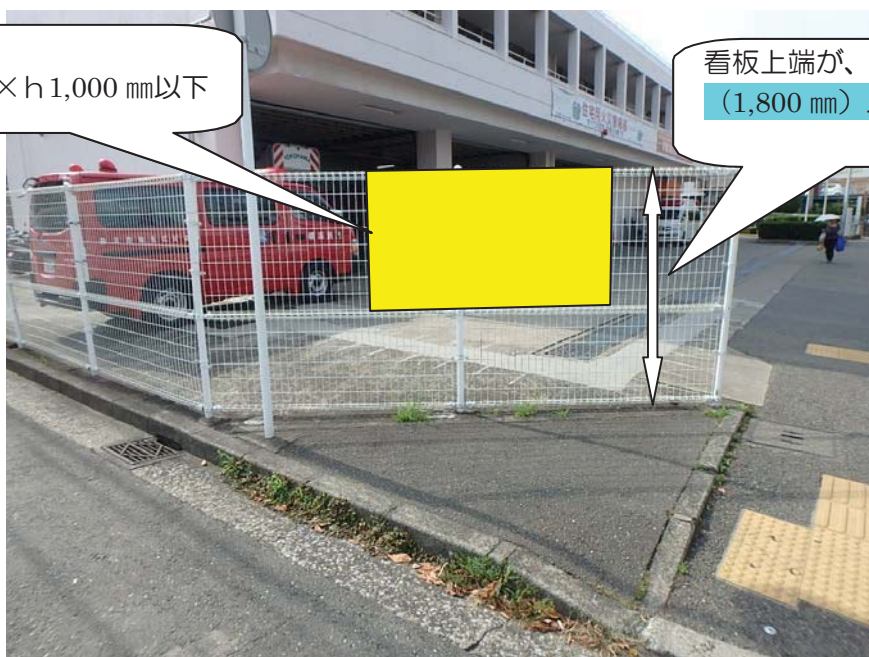


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



表示面積  
w2,000 mm×h1,000 mm以下

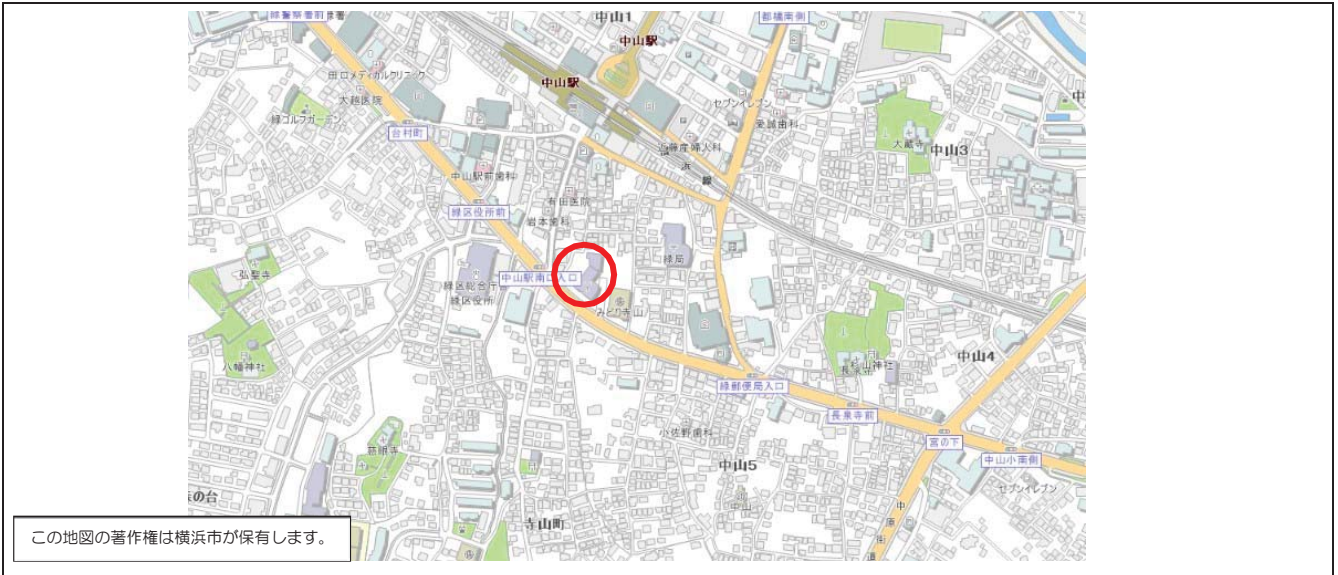
看板上端が、フェンスの上端  
(1,800 mm) 以下とすること。





<緑消防署>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



<片倉消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等





<浅間町消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等

歩道

表示面積  
w2,000mm×h 1,000mm以下

看板上端がフェンス上端  
(h1,700) 以下とすること。



<境之谷消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等





<本牧和田消防出張所>

■地図

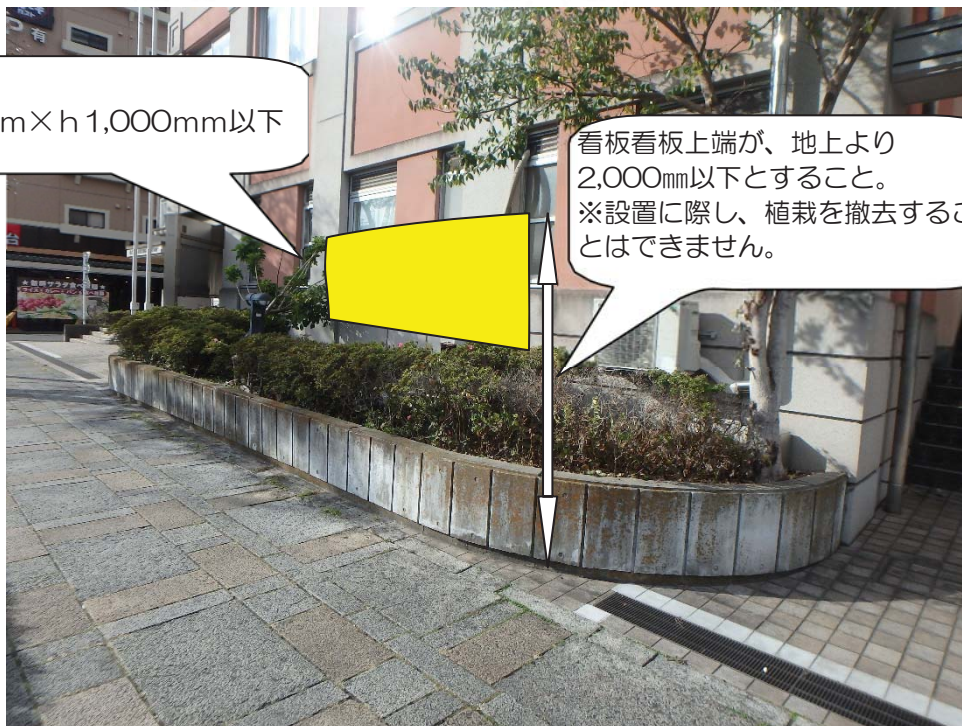


■募集対象施設・広告掲出場所等



表示面積  
w2,000mm×h 1,000mm以下

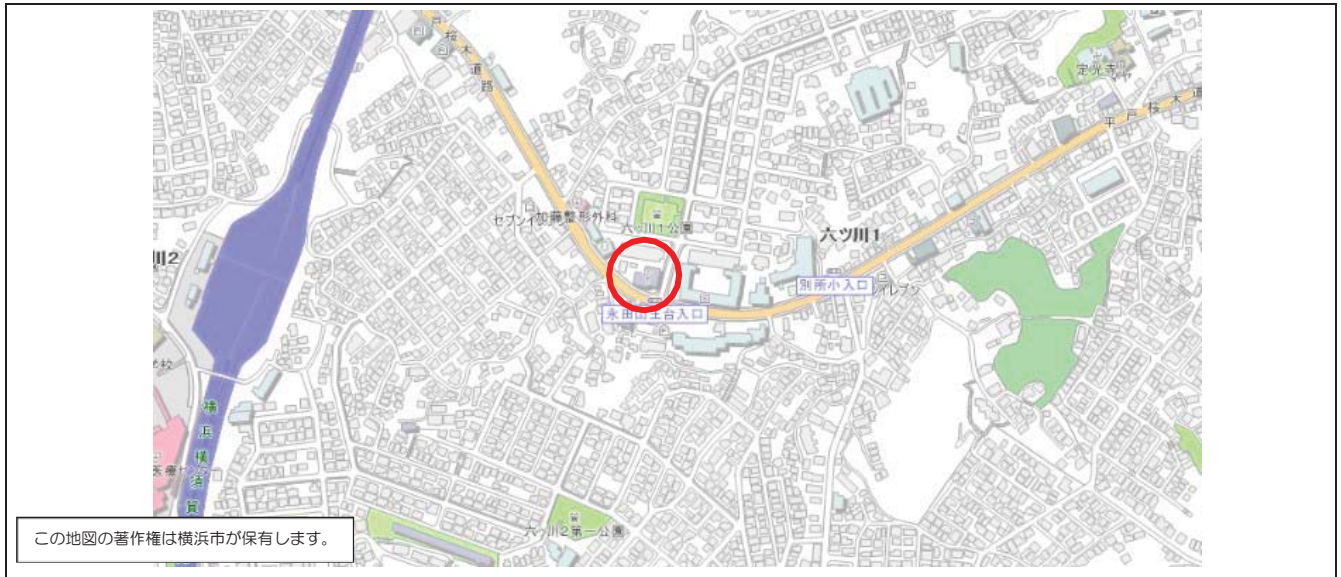
看板看板先端が、地上より  
2,000mm以下とすること。  
※設置に際し、植栽を撤去する  
ことはできません。



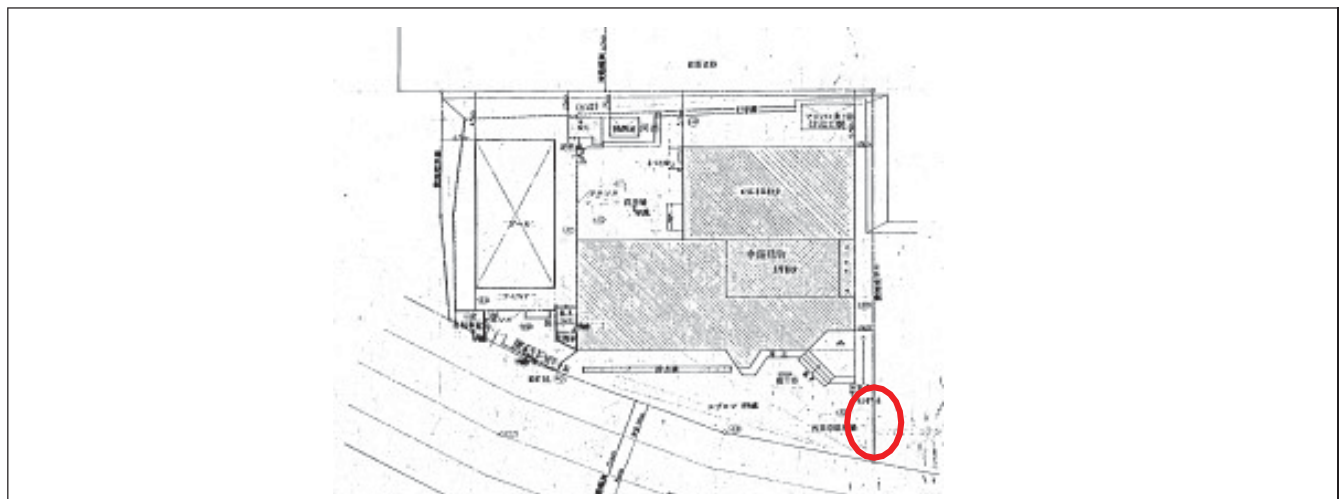


<六ツ川消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等



表示面積  
w2,000mm×h1,000mm以下

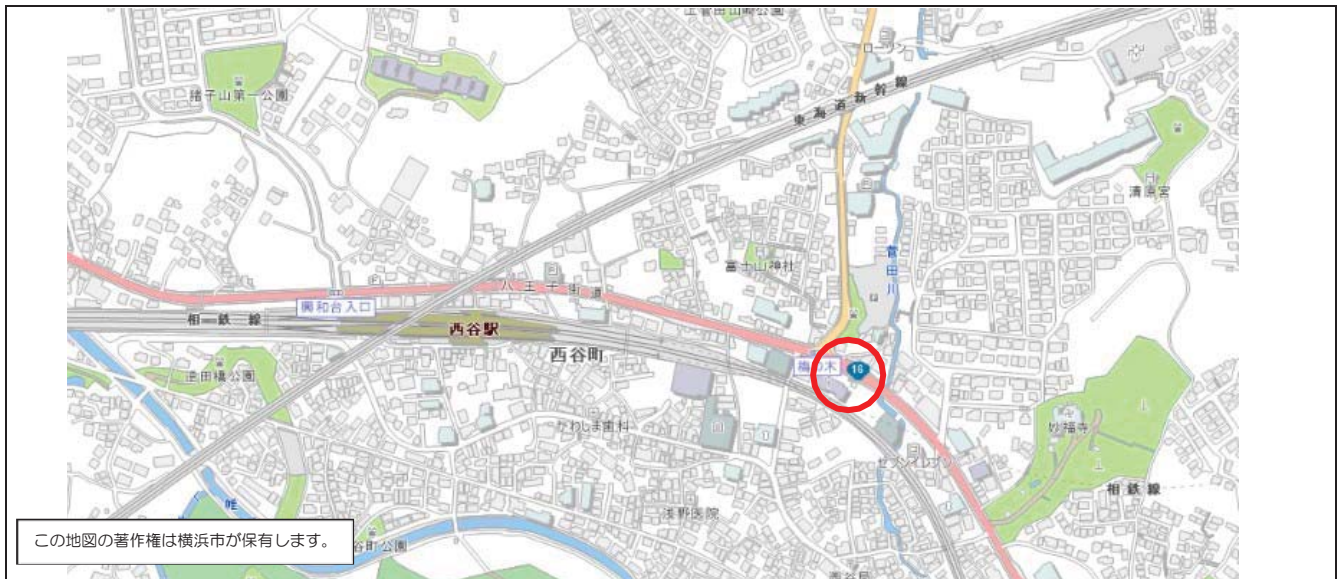
看板上端がフェンス上端  
(h1,700) 以下とすること。



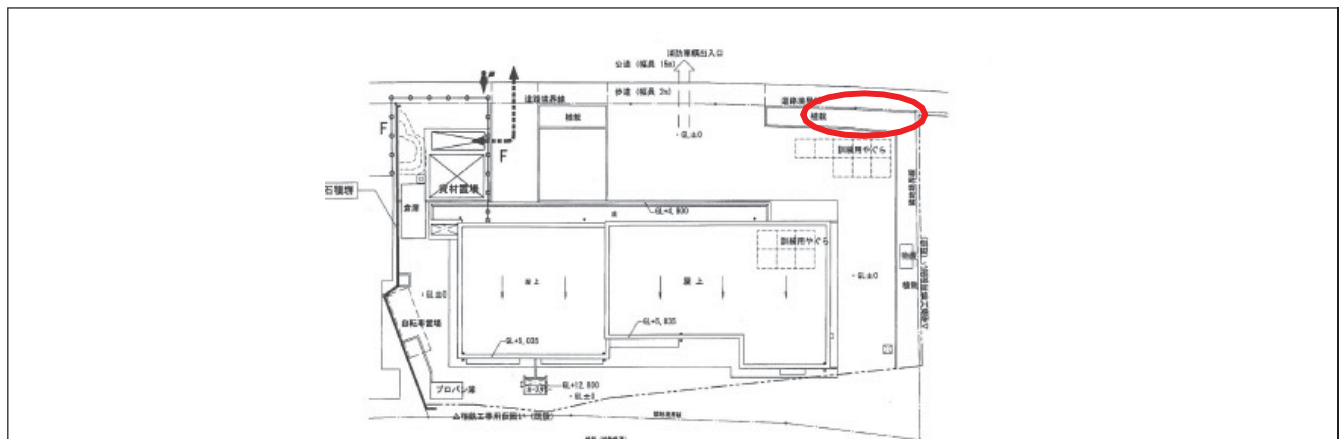


<西谷消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等



表示面積

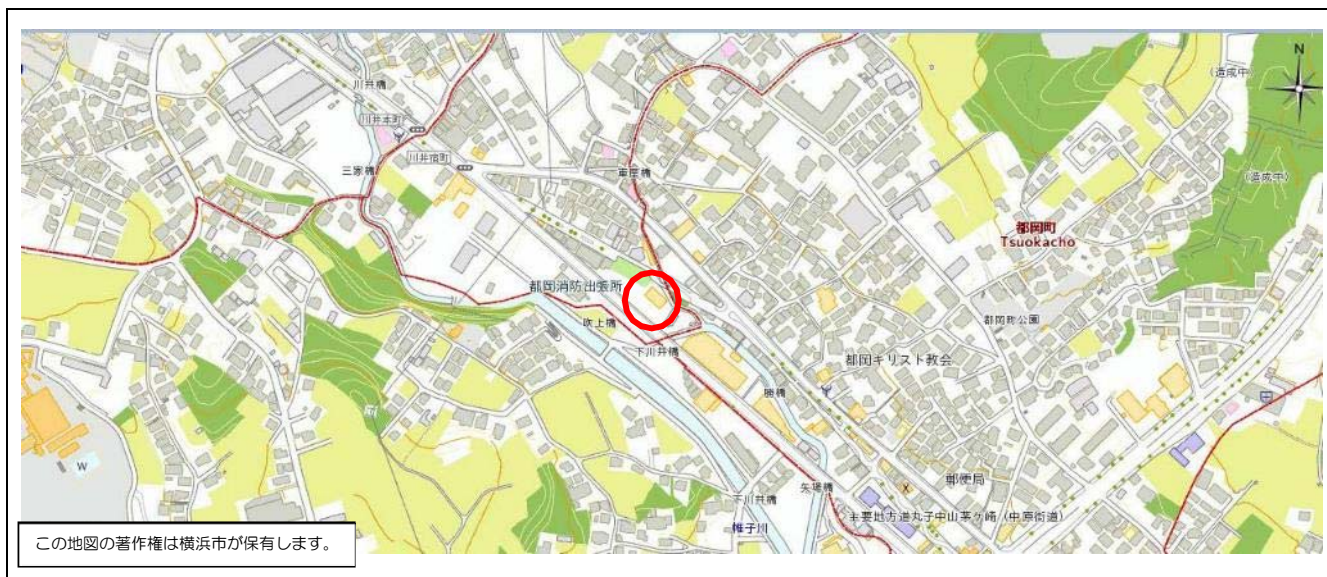
w2,000mm × h1,000mm以下

看板看板先端が、地上より2,000mm以下とすること。  
※設置に際し、植栽を撤去することはできません。

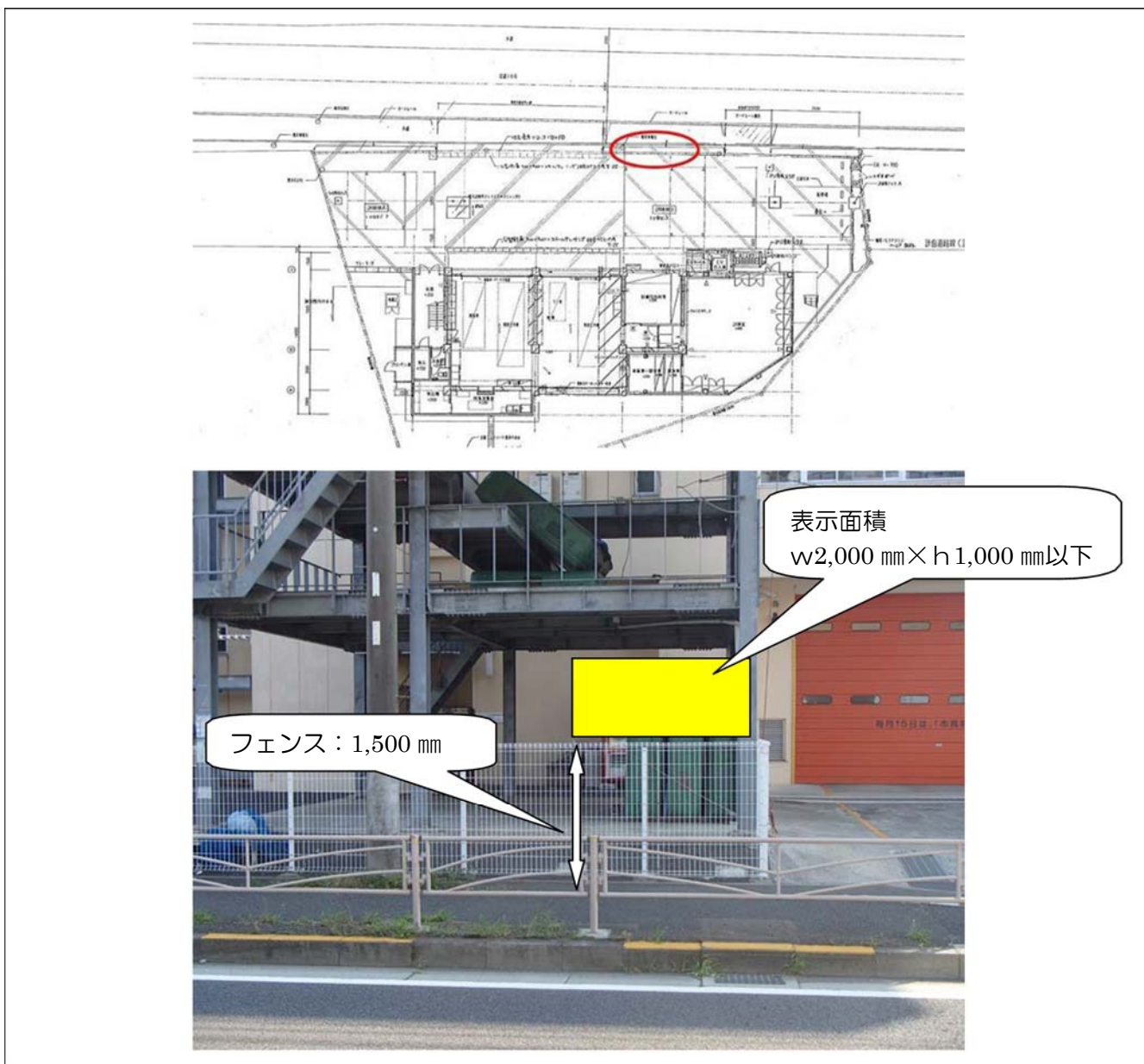


<都岡消防出張所>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真





# <杉田消防出張所>

## ■地図



## ■募集対象施設・広告掲出場所等の写真





< 綱島消防出張所 >

■ 地図



■ 募集対象施設・広告掲出場所等の写真

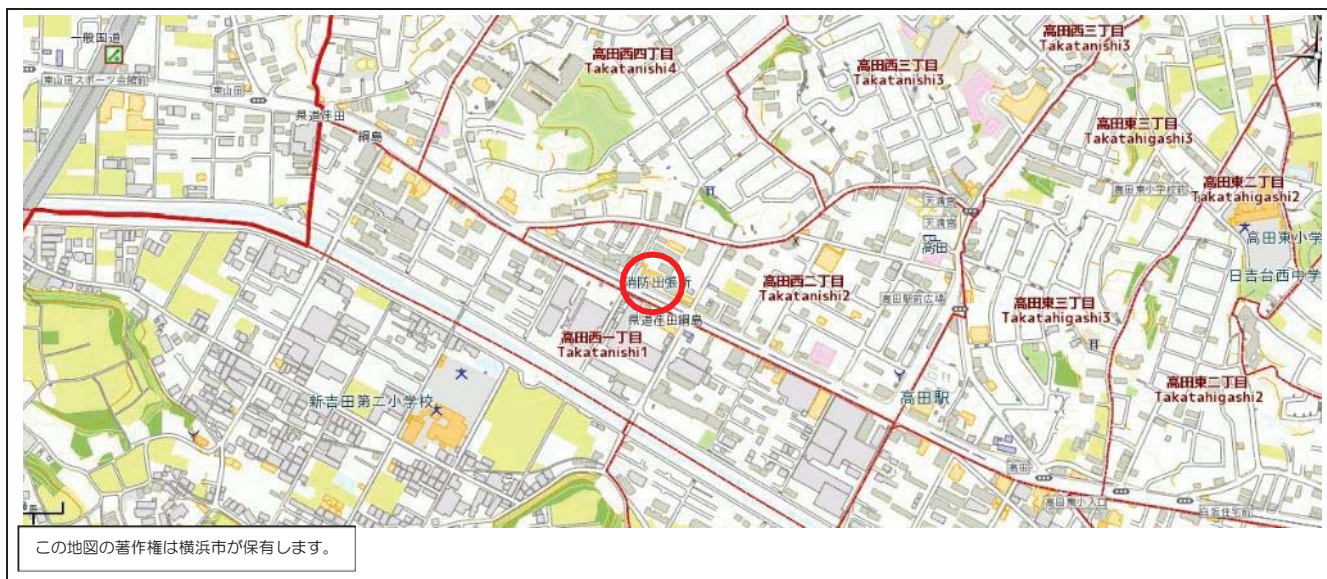
看板上端が、地上より 2,100 mm 以下とすること。  
 下部マンホール等の開閉及び作業の障害になる位置には設置できません。  
 ※設置に際し、植栽を撤去することはできません。

表示面積  
 $w2,000 \text{ mm} \times h1,000 \text{ mm}$  以下

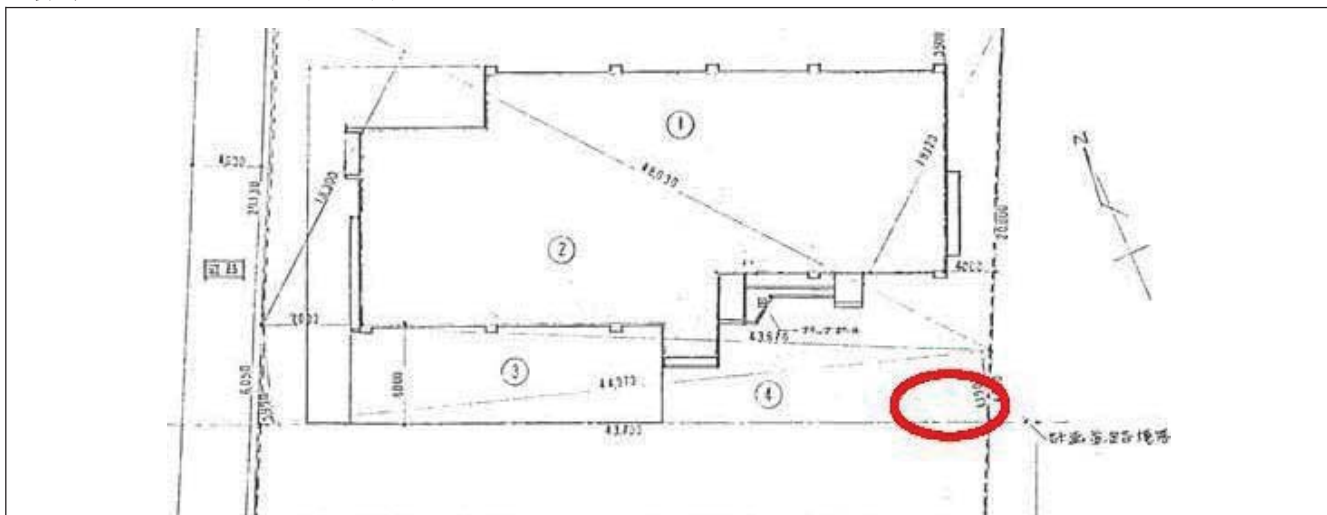


# <高田消防出張所>

## ■地図

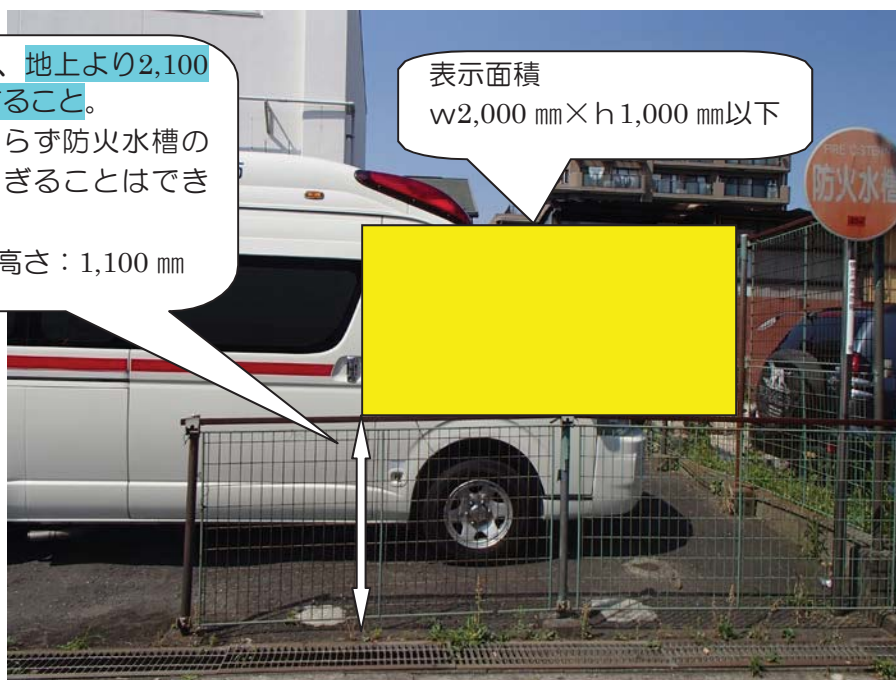


## ■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



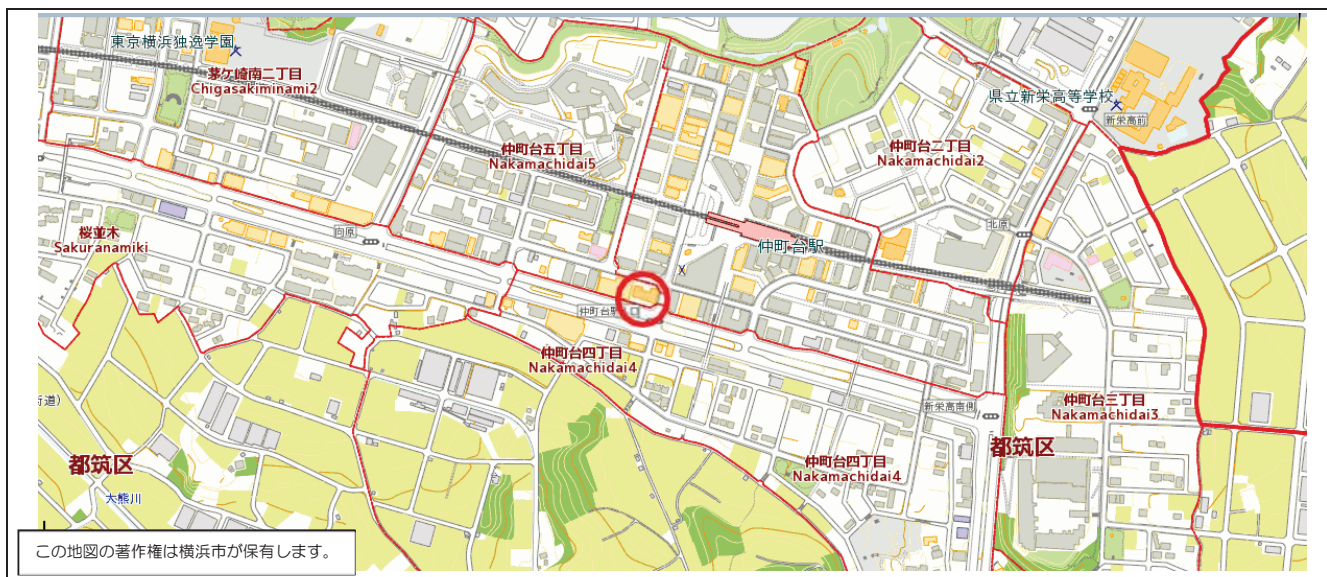
看板上端が、地上より2,100 mm 以下とすること。  
上記に関わらず防火水槽の標識をさえぎることはできません。  
フェンスの高さ：1,100 mm

表示面積  
w2,000 mm×h1,000 mm以下

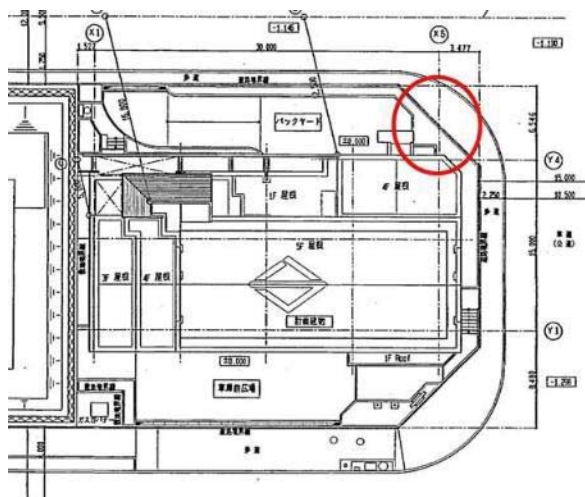


# <仲町台消防出張所>

## ■地図



## ■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



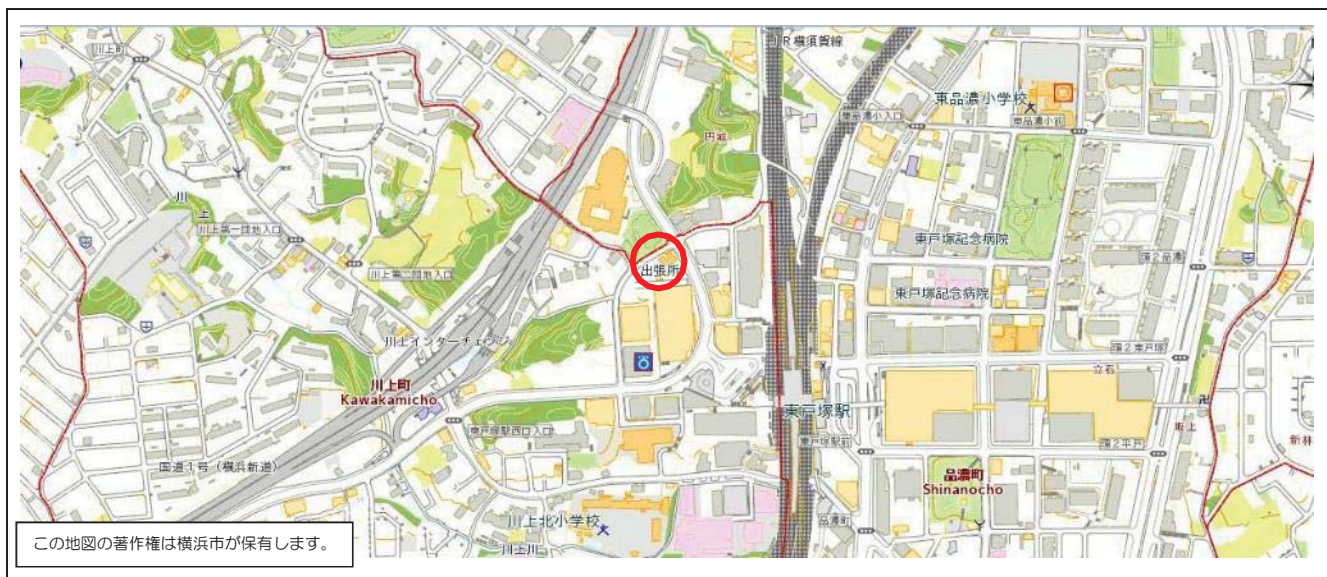
看板上端が、地上より 2,000 mm 以下とすること。  
※設置に際し、植栽を撤去することはできません。

表示面積  
w2,000 mm×h 1,000 mm以下

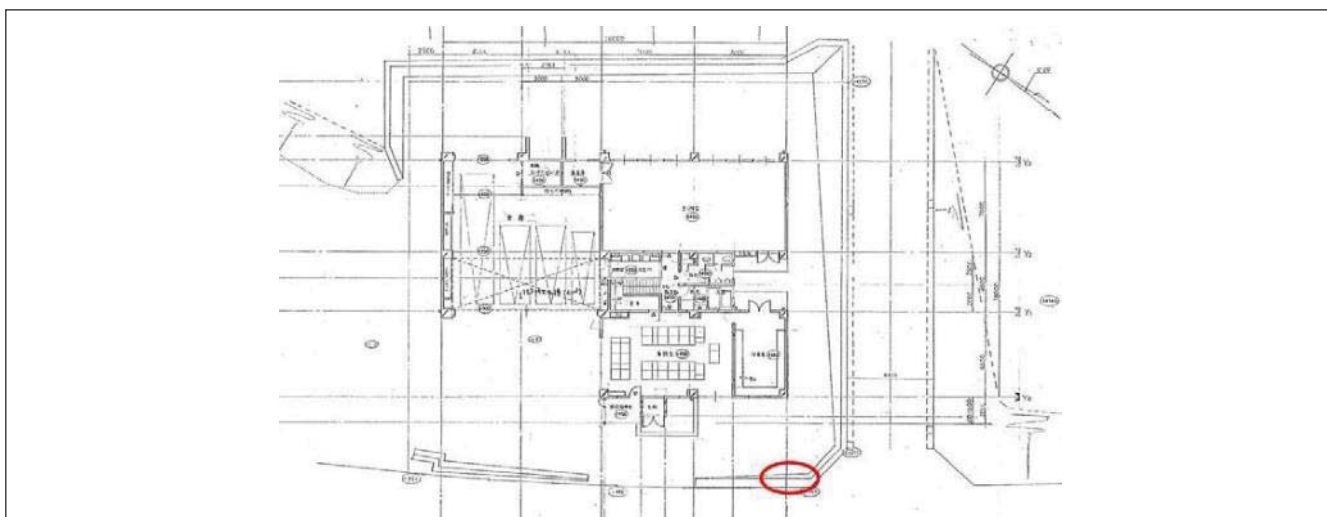


# <東戸塚消防出張所>

## ■地図



## ■募集対象施設・広告掲出場所



表示面積  
w2,000 mm×h1,000 mm以下

看板上端が、地上より 2,000 mm  
以下とすること。  
※設置に際し、植栽を撤去する  
ことはできません。



広告掲載申込書（印刷物・施設広告：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	消防署・消防出張所屋外広告		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> <li>・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）